

2025年12月9日  
東北経済産業局

## 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害に関して 特別相談窓口を設置します

東北経済産業局では、令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害に関して、青森県及び岩手県の8市11町5村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、12月9日から被災中小企業・小規模事業者に対する特別相談窓口を設置します。なお、中小企業庁から令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害に関する被災中小企業・小規模事業者支援措置が発表されています。

### 1. 当局の特別相談窓口

東北経済産業局 産業部 中小企業課

住所:宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟3階

電話:022-221-4922、FAX:022-215-9463

受付時間:平日9時00分～17時00分

設置期間:2025年12月9日(火曜日)から当分の間

### 2. その他の特別相談窓口

当局の他、以下の機関にも窓口が設置されています。詳しくは、経済産業省ホームページを御確認ください。

青森県及び岩手県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構東北本部

### 3. 参考

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害に関して被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います。詳細については別添中小企業庁プレスリリース及び参考資料を御確認ください。

(本発表資料のお問合せ先)

東北経済産業局産業部中小企業課長 酒井原 啓人

担当者: 柴崎、兼子、宝木

電話:022-221-4922(直通)、FAX:022-215-9463

2025 年 12 月 9 日



## 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害に関して被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います

経済産業省は、令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害に関して、青森県及び岩手県の8市11町5村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います。

### 1. 特別相談窓口の設置

青森県及び岩手県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構東北本部並びに東北経済産業局に特別相談窓口を設置します。(参考資料1参照)

### 2. 災害復旧貸付等の実施

今般の地震により被害・影響を受けた中小企業・小規模事業者を対象に青森県及び岩手県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付等を実施します。

(参考資料2参照)

### 3. セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された青森県及び岩手県の8市11町5村において、今般の地震の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。(参考資料3参照)

### 4. 既往債務の返済条件緩和等の対応

青森県及び岩手県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

## 5. 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された青森県及び岩手県の8市11町5村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。(参考資料4参照)

### <災害救助法適用地域>

青森県:八戸市、三沢市、むつ市、野辺地町、七戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、南部町、階上町

岩手県:宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

### 関連資料

(参考資料1) 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害に関する特別相談窓口一覧

(参考資料2) 日本政策金融公庫災害復旧貸付の概要

(参考資料3) セーフティネット保証4号の概要

(参考資料4) 小規模企業共済災害時貸付概要

(本発表資料のお問合せ先)

#### 1. 及び5. に関するお問合せ先

中小企業庁経営安定対策室長 太刀川

担当者: 矢野、鈴木、馬場

電話: 03-3501-1511(内線 5251~3)

メール: bzl-keieiantei-toiawase★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。

#### 2. から4. に関するお問合せ先

中小企業庁金融課長 橋本

担当者: 藤岡、山本、辺見

電話: 03-3501-1511(内線 5271~5)

メール: bzl-contact-finance★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う  
災害に関する特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
青森県	日本政策金融公庫	青森支店	中小企業事業	017-734-2511
青森県	日本政策金融公庫	青森支店	国民生活事業	0570-003-521
青森県	日本政策金融公庫	八戸支店	国民生活事業	0570-003-753
青森県	日本政策金融公庫	弘前支店	国民生活事業	0570-004-375
青森県	商工中金	青森支店		017-734-5411
青森県	商工中金	八戸支店		0178-45-8811
青森県	青森県信用保証協会			017-723-1354
青森県	青森商工会議所			017-734-1311
青森県	弘前商工会議所			0172-33-4111
青森県	八戸商工会議所			0178-43-5111
青森県	十和田商工会議所			0176-24-1111
青森県	黒石商工会議所			0172-52-4316
青森県	五所川原商工会議所			0173-35-2121
青森県	むつ商工会議所			0175-22-2281
青森県	青森県商工会連合会			017-734-3394
青森県	青森県中小企業団体中央会			017-777-2325
青森県	青森県よろず支援拠点			017-721-3787
岩手県	日本政策金融公庫	盛岡支店	中小企業事業	019-623-6125
岩手県	日本政策金融公庫	盛岡支店	国民生活事業	0570-004-730
岩手県	日本政策金融公庫	一関支店	国民生活事業	0570-004-802
岩手県	商工中金	盛岡支店		019-622-4185
岩手県	岩手県信用保証協会			0120-972-150
岩手県	盛岡商工会議所			019-624-5880
岩手県	釜石商工会議所			0193-22-2434
岩手県	一関商工会議所			0191-23-3434
岩手県	宮古商工会議所			0193-62-3233
岩手県	花巻商工会議所			0198-23-3381
岩手県	奥州商工会議所			0197-24-3141
岩手県	北上商工会議所			0197-65-4211
岩手県	大船渡商工会議所			0192-26-2141
岩手県	久慈商工会議所			0194-52-1000
岩手県	岩手県商工会連合会			019-622-4165
岩手県	岩手県中小企業団体中央会			019-624-1363
岩手県	岩手県よろず支援拠点			019-631-3826
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
東北	中小機構 東北本部 企業支援部 企業支援課			022-716-1751
東北	東北経済産業局 産業部中小企業課			022-221-4922

## 1. 対象者

○災害により被害のあった中小企業・小規模事業者

## 2. 制度内容

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間 （うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	
金利（※3）	2.10%	2.10%

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（※3）いずれも令和7年12月1日現在、貸付期間5年の場合

# セーフティネット保証 4号の概要

## 1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度。

## 2. 災害の指定基準

- (1) 災害の発生に起因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2) 災害救助法が適用された災害及び地域

## 3. 対象中小企業者

- 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。  
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

## 4. 内容

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象資金：経営安定資金</li> <li>② 保証割合：100%保証</li> <li>③ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（別枠） →</li> <li>④ 保証人：原則第三者保証人は不要</li> </ul> | } | <ul style="list-style-type: none"> <li>【一般保証限度額】</li> <li>普通保証 2億円以内</li> <li>無担保保証 8,000万円以内</li> <li>【別枠保証限度額】</li> <li>普通保証 2億円以内</li> <li>無担保保証 8,000万円以内</li> </ul> |
|---|---|--|

# 小規模企業共済 災害時貸付の概要

参考資料4

## 1. 対象者

50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法が適用された災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の1.又は2.の要件に該当し、その旨の証明を商工会等から受けていること。

### 要件

1. 被災区域内の事業所又は主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること
2. 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること

## 2. 借入条件

借入限度額	原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額	借入期間	借入金額500万円以下 36ヵ月 505万円以上 60ヵ月
		償還方法	6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
借入利率	年0.9%（令和7年12月9日時点）	担保、保証人	不要

## 3. 手続き方法

**取扱期間：災害発生の日から6ヵ月以内**

### 借入窓口

商工組合中央金庫 本・支店で、原則、即日貸付が可能

※借入窓口を商工中金以外に登録している場合、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。ご注意ください。

### 必要書類等

- ①被災したことを証明する資料（市町村が発行する罹災証明書、商工会等から確認を受けた被災証明願(所定様式)等）
- ②独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び共済契約者番号がわかるもの）
- ③実印、印鑑証明書（3ヵ月以内発行の原本）、④本人確認資料、⑤収入印紙

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室

050-5541-7171（平日：午前9時から午後5時）

